第35回 総会議事録

- 1 開催の日時 令和5年5月29日(月)午後2時00分~午後3時00分
- 2 開催の場所 松江市役所本館3階 第2常任委員会室
- 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

- 議 第207号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議 第208号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議 第209号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- 議 第210号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議 第211号 非農地確認について
- 議 第212号 松江市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 62号 会長専決処分の報告
- 報告第 63号 事務局長専決処分の報告
- 4 出席委員(19名) 欠席委員(0名) 遅刻委員(0名)
 - 1番 石倉 由美子(出) 2番 足立 裕子 (出) 3番 勝田 達雄 (出)
 - 4番 宮廻 彰夫 (出) 5番 渡部 文明 (出) 6番 吉岡 幸雄 (出)
 - 7番 角田 正紀 (出) 8番 古藤 俊光 (出) 9番 岸本 定朝 (出)
 - 10番 角 智則 (出) 11番 青砥 芳美 (出) 12番 磯部 美津子(出)
 - 13番 吉岡 雅裕 (出) 14番 松本 喜次 (出) 15番 永江 りえ (出)
 - 16番 矢野 秀行 (出) 17番 冨士本 数彦(出) 18番 高橋 裕典 (出)
 - 19番 三島 進 (出)
- 5 事務局職員出席者

農業委員会

 事務局長
 永井
 秀之
 農地係主任主事
 石原
 裕子

 農地係長
 松浦
 孝
 農地係主事
 岸本
 康作

農地係主任 佐藤 努 行政専門員 森田 稔

6 会議内容

議 長 (三島会長)

事 務 局

定刻になりました。総会に入る前に、事務局から連絡事項がありますので、説明を お願いします。

失礼します。事前に送付しました議案に誤りがありましたので、差替えをお願いするものです。内容は、議案 15ページ「松江市農用地利用集積計画の決定について」の根拠法令の改正があり、中段の「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項」から「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律令和 4 年法律第 56 号附則第 5 条」に変更となりましたので、議案の差替をお願いするものです。また、この一部改正の施行日が、令和 5 年 4 月 1 日からとなっていることから 4 月議案も差し替えるものです。ご迷惑をおかけしましたがよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

事務局から差替の連絡がありましたので、そのようにお願いします。

それでは、ただ今から第35回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日は、委員定数19名のうち、19人全員が出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。16番委員、17番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事と岸本主事にお願いします。それでは、議事にはいります。議第207号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

失礼いたします。それでは、議第207号、今月の農地法第3条の許可申請について、 ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧 ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件5筆で、いずれも所有権移転の案 件です。

はじめに、8番の案件についてご説明いたします。申請は、下東川津町の田2筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は、自作地の隣地に位置しており耕作に便利なためです。受人の世帯は、耕運機、バックホウ等の農業用機械を所有及びリースされております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて9番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町東来待の現況畑の田1 筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自作地として耕作するためです。受人の世帯は、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて10番の案件についてご説明いたします。申請は、八東町波入の畑1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、家庭の事情のためです。受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、11番の案件についてご説明いたします。申請は、八東町二子の畑1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、管理機、耕運機、噴霧器等の農業用機械を所有されております。取得後は、野

事 務 局 菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとお りです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しな いものと認められます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 番 委 員 1 1

番号10番は現地調査を行っておりません。また番号9番については、作業が進んで おり不安があります。計画通りに進めてもらえるか、地区農業委員に注視していただ きたいと考えます。そのほかの案件は、事務局から説明があった通り、許可相当であ ると判断いたしました。

議 長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。議第207号は原案のとおり許可する ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第 207 号は原案のとおり許可することに決しま す。次に議第208号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程し ます。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議第208号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。 議案の4ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。

初めに、4条2番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所 は西生馬町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地 区分は、街区の面積に占める宅地の面積が40%を超えていることから第3種農地と判 断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、自己 駐車場及び貸駐車場です。転用面積は 128 ㎡、所要面積も同様の 128 ㎡です。事業計 画ですが、申請地を整備して自己駐車場と近隣住民への貸駐車場とするものです。事 業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、4条3番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は 竹矢町の2筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農 用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、 鶏舎及び育雛舎兼作業場です。許可該当条項は、農地法第4条第6項ただし書で、農 用地区域内農地で農業用施設を建設する場合に該当します。転用面積は 1,975 m2の内 867 ㎡、所要面積も同様の867 ㎡です。事業計画は、申請地を整備し、鶏舎と育雛舎及 び作業場の計4棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧の とおりです。

次に、4条4番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は 東忌部町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以 上の連坦がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地 利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、住宅の庭及び進入路用地 です。転用面積は315 ㎡、所要面積も同様の315 ㎡です。事業計画は、申請地を住宅 の庭及び進入路とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事 業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、4条5番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は

宍道町西来待の1筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連坦がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、墓地の移転です。転用面積は232 ㎡の内9.8 ㎡、所要面積も同様の9.8 ㎡です。事業計画は、申請地を整備し、墓1基を移転するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第4条第6項の不許可の要件には 該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長 1 1 番 委 員

議

長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

番号5番については現地調査を行っておりません。そのほかについては、事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

長

ないようでございますので、採決いたします。議第 208 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 208 号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第208号は、原案のとおり許可することに決します。次に議第209号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議第 209 号、今月の農地法第 5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の 6ページと併せて事業計画変更説明資料の 9ページをご覧ください。

事業計画変更2番についてご説明いたします。本案件は、昭和42年2月21日付けで農地法第5条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は八幡町の1筆で、住宅を目的として許可していましたが、譲受人の事情により住宅建築はされませんでした。今回、転用目的を貸駐車場に変更する事業計画変更申請が提出されたものです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

1 1 番 委 員

議

長

事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。議第 209 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 209 号は原案のとおり承認することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第209号は原案のとおり承認することに決します。次に議第210号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

議第210号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 議案の8ページと併せて、農地法第5条の説明資料の11ページをご覧ください。

初めに、5条8番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。 転用場所は東持田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。転用面積は3,448 ㎡、所要面積も同様の3,448 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して、太陽光パネル690 枚を設置して太陽光発電事業を行うものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条9番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町上講武の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和5年4月18日付けで農振除外内示済みです。転用目的は、事務所、倉庫、資材置場、駐車場です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は835㎡、所要面積も同様の835㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して、譲受人が経営する●●工事業のための、事務所、倉庫、資材置場、駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条10番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀宮内の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、物干場、庭です。転用面積は14㎡、所要面積も同様の14㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を物干場、庭とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条11番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町武代の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域であることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、会社駐車場です。転用面積は164㎡で、所要面積も同様の164㎡です。事業計画ですが、申請地を整備して、譲受人が経営する建築工事業の重機、トラック等の駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条12番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町平原の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和4年12月8日付で農振除外済です。転用目的は、事務所倉庫及び駐車場です。転用面積は783㎡、所要面積も同様の783㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備して狩猟のための事務所、倉庫を設置し駐車場を整備するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条13番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町布志名の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域

です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、墓地、進入路及び駐車場です。転用面積は579 ㎡、所要面積も同様の579 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、墓地用地10 区画、駐車場及び進入路とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条14番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和5年4月18日付けで農振除外内示済みです。転用目的は、墓地及び管理用地です。転用面積は21㎡、所要面積も同様の21㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を墓地及び墓地への通路として整備するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条15番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八東町亀尻の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和5年4月18日付けで農振除外内示済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は455㎡、所要面積も同様の455㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条16番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八東町江島の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和5年4月18日付けで農振除外内示済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は277㎡、所要面積も同様の277㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条17番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町江島の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和5年4月18日付けで農振除外内示済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は246㎡、所要面積も同様の246㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条18番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は大野町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。農地区分は、●●駅が300m以内にあることから、第3種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、資材置場です。転用面積は123㎡、所要面積も同様の123㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和5年9月15日までです。事業計画ですが、申請地を、●●の●●●工事のための、資材置場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条19番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は西忌部町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、工事用仮設道路及び資材置場です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内農地で行う一時転用に該当します。転用面積は257㎡、所要面積も同様の257㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和5年9月30日までです。事業計画は、●●●●工事の施工に伴い、5条20番の農地と合わせて申請地を整備し、工事用仮設道路及び資材置場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条20番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は西忌部町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、工事用仮設道路及び資材置場です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内農地で行う一時転用に該当します。転用面積は408㎡、所要面積も同様の408㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和5年9月30日までです。事業計画は、●●●●工事の施工に伴い、5条19番の農地と合わせて申請地を整備し、工事用仮設道路及び資材置場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条21番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は下佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和5年4月18日付けで農振除外内示済みです。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は400㎡、所要面積も同様の400㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条22番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町北講武の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和5年4月18日付けで農振除外内示済みです。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は252㎡、所要面積は隣接する宅地と合わせて599㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に、5条23番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀宮内の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。転用面積は1,871㎡、所要面積も同様の1,871㎡です。権利の種類は地上権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して、太陽光パネルを306枚設置して太陽光発電事業を行うものです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議

長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

1 1 番 委 員

番号9番、14番、15番、16番、17番、21番、22番については現地調査を行っておりません。また番号12番については、作業が進められており、地区農業委員及び農地利用最適化推進委員には注視していただきたいと考えます。そのほかについては、事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。

議 長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第210号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号8番、9番、21番、22番以外について、採決いたします。議第210号のうち、番号8番、9番、21番、22番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第210号のうち、番号8番、9番、21番、22番以外は、原案のとおり許可することに決します。次に、議第210号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号8番、9番、21番、22番について採決いたします。議第210号のうち、番号8番、9番、21番、22番について、原案とおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第210号のうち、番号8、9、21、22は、原案のとおり許可相当であると確認することに決します。次に、議第211号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議第211号、非農地確認についてご説明いたします。お手元の議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は2件2筆です。

はじめに、6番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東忌部町の市街 化調整区域、農用地区域外の畑1筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況 についてご説明します。申請地は、市道一崎大谷線を北上し、市道大谷1号線に約40 メートル入った地点の南側に位置する1筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、 4月26日に申請者代理人立会いの下、忌部地区農地利用最適化推進委員と事務局で現 地確認を行いました。平成20年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の 雑木林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

最後に、7番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、八東町江島の農用地区域外の畑1筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、県道 338 号線を南下し、市道江島 2 号線との交点から南側約 50メートル進んだ地点の東側の地点に位置する 1 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、5月 15 日に八東地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。平成 25 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の雑木林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの事務局からの説明

議長

8

議長│につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議

議

議

議

事

議

務

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決します。議第 211 号は原案どおり確認することに ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第211号は原案どおり確認することに決します。 次に議第212号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務 局の説明をお願いします。

長 それでは、議第 212 号、松江市農用地利用集積計画の決定についてご説明をいたします。農用地利用集積計画の相対契約について、利1、2 は本庄地区、更新案件です。 利3 は宍道地区、更新案件です。今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田0.00 ㎡、畑0.00 ㎡、計0.00 ㎡になります。相対契約の地目別面積は、田5,028.00 ㎡、畑0.00 ㎡、計5,028.00 ㎡になります。

続いて、農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。全て機構転貸の案件となります。全て一括案件となります。転1は川津地区、新規案件です。転2、3は竹矢地区、新規案件です。転4、5は東出雲地区、新規案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田15,210.00㎡、畑9,977.00㎡、計25,187.00㎡となります。以上、ご審議のほど、お願いいたします。

長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、 ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

長 ないようでございますので、採決いたします。議第 212 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

長 ご異議なしということですので、議第 212 号は、原案のとおり決定いたします。次 に、報告に入ります。報告第 62 号「会長専決処分の報告書」、報告第 63 号「事務局長専決処分の報告書」を一括でお願いします。

局 (報告)

長 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了 しましたので、第35回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

以上のとおり会議の顛末を記載して議事録を作成し、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

委 員

委員